（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［略］	
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十四条の四、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十三条第一項から第三項まで、第四十三条の二、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二の四、第五十一条の十の二の八、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
［略］	

改正前	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［同上］	
［同上］	第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十四条の四、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十三条第一項から第三項まで、第四十三条の二、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十一第二項（同法第六十八条の二十二第二項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条の十三第二号（同法第六十八条の二十二第二項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の四第一項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）	
第十条の五の六　（略）	
2　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。	
一　（略）	

改正前	
（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）	
第十条の五の六　（略）	
2　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。	
一　（略）	